

日本の決済カードに関する規制の概要

日本の決済カードに関する規制は、非常に複雑である。

本稿では、日本の決済カードに関する規制の概要を概観する。

第1 日本における基本的な枠組み

日本の決済カードに関する規制を理解するには、まず「為替取引」という概念を理解する必要がある。

為替取引とは、現金の輸送を伴わずに資金を移動する取引であり、誤解をおそれずに、一言でいえば、送金である。最高裁は、為替取引とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と定義している（最高裁第三小法廷決定2001年3月12日・刑集55巻2号97頁）。現金書留のように、現金をそのまま移動することにより金銭を送付する場合は為替取引には該当しない。

為替取引は、米国のマネー・トランスミッター業や、EUの決済サービス指令（Payment Services Directive）における決済機関（Payment Institution）に近い概念であるが、クレジットカード取引を含まず、また、日本で提供されている電子マネーサービスの多くも含まない。

ある取引が為替取引に該当する場合、これを業として営むには、銀行免許又は資金移動業の登録が必要となる（銀行法4条1項、資金決済法37条）。したがって、この区別は極めて重要である。

(1) 為替取引に当たるか、当たらないか

為替取引に当たるもの／当たらないもの

- 為替取引に当たるもの：銀行のキャッシュカード／銀行のデビットカード／資金移動業者のカード
- 為替取引に当たらないもの
- 後払い：クレジットカード／チャージカード
- 前払い：前払式支払手段カード（※）／暗号資産（※）／電子決済手段（※）

※ 前払式支払手段や暗号資産の発行者・取扱者の取引が為替取引に該当する場合があります、日本の事業者の多くは、為替取引に該当しないための各種の措置を講じている。電子決済手段のうち資金移動業者が発行するものは、そもそも為替取引として規制される。為替取引の概念は非常に複雑であるので、詳細を知りたい場合はお問い合わせいただきたい。

(2) 最高裁の「仕組み」要件をどこまで広く読むか

最高裁の「仕組み」の要件を広く見れば、①コンビニ収納、②宅配業者が行う代引き、③弁護士による依頼者に代わっての弁済若しくは受領、④宅建業者による賃料の受領、⑤旅行業者による旅行代金等の受領、⑥クレジットカード取引、⑦ネットモール業者による決済機能の提供等、幅広い範囲の取引が、全て為替取引に該当することとなりかねない。実際、高橋康文『詳説 資金決済に関する法制』においては、コンビニ収納代行も、代金引換も、為替取引に該当することを前提とした立論がなされている（同書157頁から174頁）。

一方、「仕組み」の要件をより狭く見る見解もある（経済産業省委託「電子流通等を促進する支払手段に関する検討会座長メモ——商取引の支払に関する論点の中間整理」2008年9月11日、産業構造審議会産業金融部会・流通部会商取引の支払に関する小委員会「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について」2008年12月26日など）。この見解は、銀行法において収納代行業務が「国、地方公共団体、その他会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」にあたるものとして付随

業務に整理され（銀行法 10 条 2 項 9 号）、銀行の固有業務たる為替取引とは区別されている点や、犯罪収益移転防止法における為替取引の用語との整合性などを重視する。そして、為替取引という用語の由来である為替手形等が、原因取引から切り離された独立の権利関係として構成されること（無因性）等を重視し、無因性が否定され、商取引と一体と評価できるような支払については、為替取引に該当しないと整理すべきではないかなどと主張する。東京高裁 2013 年 7 月 19 日判決は、さらに為替取引の範囲を狭く解している。

(3) 為替取引の範囲の拡大——収納代行の取込み

2020 年（令和 2 年）改正により、資金決済法 2 条の 2 が新設され、一定の収納代行が為替取引に該当することが明文化された。

同条は、受取人からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、債務者等から弁済として資金を受け入れ、受取人等に当該資金を引き渡すことによって資金を移動させる行為（現金の交付を受けて現金を交付する行為を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものを、為替取引に該当するものとしている。

- 1 号 受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合を除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為。いわゆる割り勘アプリ等が想定されている。
- 2 号 国内から国外へ、又は国外から国内へ資金を移動させる行為（利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。クロスボーダーの収納代行である。

クロスボーダーの収納代行については、2 号の文言上、受取人が事業者であっても為替取引に該当する。越境 EC、海外の宿泊予約サイトの代金回収、海外のフリーランスへの支払の仲介等のスキームは、この条文の適用の有無を検討する必要がある。

第 2 クレジットカード及びチャージカード

(1) クレジットカードとチャージカードとは何か

クレジットカードとチャージカードは、いずれも後払いのカードである。

いずれも、カード保持者（カードホルダー）が、カード発行会社に対して、立替払いされた金額とその他の合意された手数料を支払うという約束に基づいて、加盟店に対して商品・役務の代金を支払うことができるようにするために、利用者に対して発行される決済カードである。

チャージカードがクレジットカードと異なるのは、毎月の利用額が毎月精算されることが想定されている点である（脚注 1）。そのため、日本では、チャージカードの機能はむしろ「マンスリークリア」の機能と呼ばれている。毎月の利用額が毎月支払われることにより、残高が毎月ゼロに戻る。

脚注 1 クレジットカード及びチャージカードを規制する割賦販売法では、チャージカードの利用額は、当該カードを利用した商品・役務の購入から 2 か月を超えない範囲内であらかじめ定められた時期までに支払われるものとされている（同法 35 条の 16 第 2 項の「二月払購入あつせん」）。例えば、1 月 1 日のクレジットカード利用であれば、2 月 28 日までに支払われるべきこととなる。

(2) クレジットカードとチャージカードは日本で普及しているか

普及している。極めて普及している。オンラインの B2C 取引の多くは、クレジットカード・チャージカードで決済されている。オンライン取引との関係では、デビットカードやプリペイドカードよりも、はるかに普及している。

なぜデビットカードやプリペイドカードよりクレジットカードの方が普及しているのか、疑問に思われるかもしれない。主な要因は、おそらく 2 つある。第 1 に、クレジットカードのポイントプログラム・ロイヤリティプログラムは、一般に、デビットカードやプリペイドカードのものより利用者に有

利である。第2に、クレジットカードを受け入れる加盟店の数は、デビットカードやプリペイドカードを受け入れる加盟店の数より多いといわれている。

ところで、日本のクレジットカード会社は、チャージカードを単独では発行しない。チャージカードとクレジットカードは、両方の機能を持つ1枚のカードとして発行される。

(3) 日本では誰がクレジットカード・チャージカードを発行しているか

日本では、銀行とノンバンクの金融機関が、クレジットカード・チャージカードを発行している。

歴史的な理由その他の理由により、クレジットカードの大部分は、銀行ではなく、ノンバンクの金融機関によって発行されている。もっとも、発行会社の多くは、その企業グループの中に銀行を有している。

(4) 誰がクレジットカード・チャージカードの加盟店を獲得しているか

答えは(3)と同じである。

アクワイアラーの中には、決済サービス提供者（PSP、いわゆる「決済代行」）と契約し、PSPに二次加盟店を獲得させている者がある。PSPを利用することにより、海外の金融機関を含め、金融機関は加盟店獲得の能力を高めることができる。

(5) 登録は必要か

a イシューング（発行）

クレジットカードを発行するには、原則として、割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者の登録（イシュー登録）が必要である（同法31条、脚注2）。

金融機関が銀行免許を有している場合であっても、イシュー登録は別途必要である。

脚注2 割賦販売法には適用除外がある（同法35条の3の60）。例えば、営業のために又は営業として締結される契約に係るもの（事業性のもの）、本邦外に在る者に対して行うもの、不動産を販売する契約に係るもの等である。

b アクワイアリング（加盟店獲得）

割賦販売法の改正法が2016年12月2日に成立し、2018年6月1日に施行された。

割賦販売法は、原則として、アクワイアラーに対し、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録（アクワイアラー登録）を求めている（同法35条の17の2）。

金融機関が銀行免許を有している場合であっても、アクワイアラー登録は別途必要である。

c サブアクワイアリング（二次加盟店獲得）

アクワイアラー — [加盟店契約] — 二次加盟店獲得業者（サブアクワイアラー） — [二次加盟店契約] — 加盟店

割賦販売法は、原則として、サブアクワイアラーにもアクワイアラー登録を求めている。

(a) インターネットモール

例えば、インターネットのショッピングモールのプラットフォーム事業者が、C2C取引をクレジットカードで決済できるようにしている場合、当該プラットフォーム事業者等は、アクワイアラー登録の取得を検討する必要がある。

この論点について、経済産業省は、サブアクワイアラーが、加盟店との間でクレジットカード決済のための加盟店契約を締結するか否か、及び当該契約を解除するか否かを最終的に決定しているのであれば、当該サブアクワイアラーはアクワイアラー登録を取得しなければならないとの解釈を示している。そして、経済産業省は、契約の文言のみならず、実質及び実際の運用も考慮されるとしている。

他の多くの国では、サブアクワイアラーはMSBの登録を要することとなるが、日本では、サブアクワイアラーは、資金移動業の登録ではなくアクワイアラー登録で済んでいることが多い。

(b) ウォレットサービスその他これに類する決済サービス

ウォレットサービスその他これに類する決済サービスの加盟店獲得にアクワイアラー登録が必要かという質問を、事業者から受けることが多い。

利用者がデビットカードやクレジットカードを登録するAlipayのようなサービスとの関係について、経済産業省に照会したところ、経済産業省の回答は、クレジットカードの決済比率が低い場合であっても、また、利用者が中国の居住者に限られている場合であっても、事業者が日本の居住者（法人を含む。）を加盟店として獲得しており、かつ、最終的な決定権限がそれぞれのアクワイアラーから当該事業者委ねられている限り、当該事業者はアクワイアラー登録を要する、というものであった。

当該事業者が、最終的な決定権限は委ねられておらずアクワイアラーに留保されていると主張する場合には、当該アクワイアラーが日本でアクワイアラー登録を要することとなる。

アクワイアラーとサブアクワイアラーのいずれの側が加盟店を受け入れるか拒絶するか最終的な決定権限を有するのかが明確でない場合には、双方がアクワイアラー登録を取得する方が安全かもしれない。

ところで、日本でサブアクワイアラーという場合、海外のPSPの多くとは異なる。海外では、PSPはMSBのライセンス（米国）や決済機関の認可（EU）を有していないのに対し、日本のサブアクワイアラーは、アクワイアラーから資金を受領し、これをそれぞれの加盟店に引き渡すからである。

d 加盟店

クレジットカードの加盟店となるために登録は必要ない。

もっとも、加盟店は、クレジットカード取引ごとに、一定の情報提供義務を負う（割賦販売法30条の2の3第5項）。

また、割賦販売法により、加盟店は、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じ（同法35条の16第1項2号）、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない（同法35条の17の15）。

経済産業省は、クレジットカード会社に対し、加盟店が、日本クレジット取引セキュリティ対策協議会が公表する「クレジット取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（以下「実行計画」という。）を遵守していれば、それで足りると説明している。

2016年版の実行計画は、加盟店に対し、(i) PCI DSSへの対応をEC加盟店は2018年までに、その他の加盟店は2020年までに行うこと、(ii) ICカード対応を2020年までに行うこと、及び(iii) セキュリティの侵害やなりすましを避けるためのその他の措置を講じることを求めている。ただし、登録済みのサブアクワイアラーを利用してクレジットカード番号等を処理させる等により、クレジットカード番号等を処理せず、又は保持しない加盟店は、PCI DSSを遵守する義務を負わないものとされていた。

実行計画は、クレジットカード番号等の漏えい事案の件数等を考慮して、毎年更新されている。

なお、クレジットカード番号等の適切な管理の義務を負う「クレジットカード番号等取扱業者」には、イシューア及び加盟店のほか、立替払取扱業者（割賦販売法35条の16第1項3号・4号）、利用者からクレジットカード番号等の提供を受けてこれを決済用情報と結び付け、当該決済用情報を利用者に提供することを業とする者（同項5号）、同号の者から委託を受けて、クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理することを業とする者（同項6号）及び大量のクレジットカード番号等を取り扱う者として経済産業省令で定める者（同項7号）が含まれる。カードのトークン化を伴うウォレットサービスやカード情報保管サービスは、この5号・6

号の適用を検討する必要がある。さらに、クレジットカード番号等取扱業者は、その委託先（クレジットカード番号等取扱受託業者）の取り扱うクレジットカード番号等についても、適切な管理が行われるよう、必要な措置を講じなければならない（同条3項）。

(6) 次の場合に登録は必要か

a 外国の銀行が日本でクレジットカードを発行する場合

原則として、割賦販売法に基づくイシュー登録が必要である。

b シンガポールの銀行がシンガポールの居住者にクレジットカードを発行したが、当該居住者が日本に移住して日本の居住者となり、当該シンガポールの銀行が更新後の期間に係るカードを当該利用者に送付する場合

原則として、割賦販売法に基づくイシュー登録が必要である。

c 外国の銀行が日本でクレジットカードのアクワイアリングを行う場合

割賦販売法により、アクワイアラー登録が必要となる。

外国の金融機関が日本に支店も恒久的施設も有していない場合であっても、当該金融機関が日本の居住者（日本法人を含む。）をクレジットカード取引の加盟店として獲得するのであれば、原則としてアクワイアラー登録が必要となる（※）。もちろん、日本法人の海外支店のみを獲得するのであれば、アクワイアラー登録は必要とならない（当該獲得が脱法的な法の回避と解される場合を除く。）。

※ 外国の銀行（又はMSB・決済機関）が、日本に所在するサブアクワイアラー（米国のインディペンデント・セールス・オーガニゼーションにやや似た存在）を獲得し、加盟店を受け入れるか否かの最終的な決定権限と責任を当該サブアクワイアラーに委ねている場合には、当該外国の銀行は日本でアクワイアラー登録を要しないと解されている。もっとも、外国の銀行が加盟店の受入れ・拒絶の最終的な決定を委ねることは、海外の銀行にとっては乗り越えがたい課題である。多くの金融機関は、自らマネーロンダリング対策の義務を負い、これが適切に行われなければ制裁の対象となりうるからである。日本のマネーロンダリング規制は、アクワイアラーにもサブアクワイアラーにも、加盟店やその代表者についての取引時確認を義務付けていないため、日本のサブアクワイアラーの顧客管理措置は、グローバルな基準を満たさないかもしれない。また、これらの者は疑わしい取引の届出の義務も負わない。

また、外国の銀行がサブアクワイアラーに受入れ・拒絶の決定を適切に行わせるためには、当該外国の銀行は、ブラックリストを含む必要な情報をサブアクワイアラーに提供する必要が生じうるが、これは負担の重い作業となりうる。

d 外国の銀行が、自ら又はPSPを通じて、日本に所在する加盟店を獲得する場合

どこまでの場合が「日本におけるアクワイアリング行為」と判断されるかについては、なお不確実性が残る。もっとも、日本法人その他の日本の居住者と、直接又はPSPを通じて間接に加盟店契約を締結することは、日本におけるアクワイアリング行為と判断される可能性が高いと一般に考えられている。前記(5)c(b)で述べた「最終的な決定権限の問題」が、検討すべき論点となる。

他方、例えば、米国の銀行が、日本法人の米国に所在する加盟店の店舗・支店を獲得する場合には、割賦販売法に基づくアクワイアラー登録は必要とならない。

(7) 金融機関が考慮すべき他の免許・登録はあるか

日本で発行されているクレジットカードの多くは、(ii) ショッピング機能に加えて、(i) ローン機能を有している。

〔表〕

- 銀行：ローン機能＝銀行法／クレジットカード・チャージカード機能＝割賦販売法
- ノンバンク：ローン機能＝貸金業法／クレジットカード・チャージカード機能＝割賦販売法

ローン機能は、銀行法又は貸金業法により規制される。

したがって、ノンバンクの金融機関がローン機能を提供しようとする場合には、貸金業の登録が必要となる。

(8) 割賦販売法上の規制の全体像はどうなっているか

(a) イシューアー

イシューアーの主な義務は、次のとおりである。

- (i) 業務の運営に関する措置を講じること（割賦販売法 30 条の 5 の 2）
- (ii) カード等の交付時及び取引ごとの利用者に対する情報提供（同法 30 条 1 項・2 項、30 条の 2 の 3）
- (iii) 消費者であるカード申込者の包括支払可能見込額を調査すること（同法 30 条の 2、脚注 3）
- (iv) 上記(iii)の調査について指定信用情報機関を利用すること（同法 30 条の 2 第 3 項）
- (v) 消費者であるカード保持者との関係で設定できる極度額についての法定の上限（同法 30 条の 2、30 条の 2 の 2）
- (vi) クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じること（同法 35 条の 16）
- (vii) 広告における取引条件の表示（同法 30 条 4 項）
- (viii) 消費者が加盟店に対して有する正当な抗弁事由を主張して支払を拒絶する場合に、当該消費者から残債務を取り立てないこと（同法 30 条の 4）

脚注 3 ここで「消費者」とは、(x) 事業者として行為する個人及び (y) 法人を含まないという意味である。

上記のうち(vi)を除く(i)から(viii)までの義務は、マンスリークリアの取引との関係では適用されない。

また、割賦販売法により、イシューアーは原則として実行計画を遵守する必要がある。すなわち、PCI DSS の遵守、IC カードの発行等が期待されている。

なお、2020 年（令和 2 年）改正により、(iii)(iv)(v)の規制には次の特例が設けられた。一つは、高度な与信審査の技術を有する者として認定を受けた認定包括信用購入あつせん業者について、包括支払可能見込額の調査に代えて、利用者支払可能見込額の算定によることを認めるものである（同法 30 条の 5 の 4 から 30 条の 5 の 6 まで）。もう一つは、極度額が少額であるものを取り扱う登録少額包括信用購入あつせん業者の登録制度であり、同様に利用者支払可能見込額の算定によることとされている（同法 35 条の 2 の 3 から 35 条の 2 の 5 まで）。

(b) アクワイアラー

割賦販売法におけるアクワイアラーの主な義務は、次のとおりである。

- (i) 業務の運営に関する措置を講じること（割賦販売法 35 条の 17 の 9）
- (ii) 加盟店のクレジットカードのセキュリティ措置及び不正利用防止措置について調査すること（同法 35 条の 17 の 8）
- (iii) セキュリティ措置又は不正利用防止措置が不十分な加盟店の受入れを拒絶すること（同条）
- (iv) クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じること（同法 35 条の 16）
- (v) カード保持者との関係で不適切な勧誘等を行ったと認識した加盟店の名称等を、認定割賦販売協会（日本クレジット協会）に報告すること（同法 35 条の 20）

第3 銀行のキャッシュカード及び銀行のデビットカード

(1) 誰が資金の移動を行うことができるか

日本では、免許を受けた銀行及び登録を受けた資金移動業者のみが、「為替取引」を業として営むことができる（銀行法4条1項、資金決済法37条、脚注4）。したがって、資金移動業者は、米国のマネー・サービス・ビジネスに相当するといえるが、多くの相違点がある。

脚注4 特別法による例外が若干ある。また、クレジットカード取引、チャージカード取引その他の一定の取引は、為替取引とは解されていない。

(2) 銀行のキャッシュカードとデビットカードとは何か

銀行のキャッシュカードは、預金を受け入れるために銀行が発行するカードであり、カード保持者が、(i) 銀行のATMから預け入れた金銭を引き出し、(ii) 他の銀行口座に振込みにより送金するために利用することができる。他方、銀行のキャッシュカードは、加盟店の店舗で商品を購入するために利用することはできない。デビットカード機能を有していないことがある。

銀行のデビットカードは、加盟店の店舗で商品・役務を購入するために利用することができるカードである。

日本では、デビットカードには主に2つの類型がある。一つは日本デビットカード推進協議会が運営する「J-Debit」であり、もう一つは、Visa、Mastercard、JCBといった国際カードネットワークが運営する、いわゆる「ブランドデビットカード」である（脚注5）。

脚注5 日本では、Visa、Mastercard、JCBのような国際カードネットワークを「ブランド」会社と呼ぶため、一般に「ブランドデビットカード」と呼ばれている。

〔表〕

- 預け入れた金銭の引出し：銀行のキャッシュカード＝可／銀行のデビットカード＝可
- 振込みによる送金：銀行のキャッシュカード＝可／銀行のデビットカード＝可
- 加盟店の店舗での商品・役務の購入：銀行のキャッシュカード＝不可（必ずしも可能ではないという意味）／銀行のデビットカード＝可

(3) 誰が銀行のキャッシュカードを発行できるか

銀行法に基づく銀行免許を有する銀行のみが、銀行のキャッシュカードを発行できる。預金を受け入れることができるのは銀行のみであるからである。

外国銀行の日本における支店も、銀行法に基づく免許を申請することができる。

(4) 誰が銀行のデビットカードを発行できるか

銀行のみである（脚注6）。

脚注6 ノンバンクの金融機関がデビットカードを発行できる可能性について議論があるが、利用者の銀行口座から直接資金を引き落とし又はデビットするデビットカードをノンバンクの金融機関が発行できるという主張には、筆者は賛成しない。

(5) 誰が銀行のデビットカードの加盟店を獲得できるか

政府の解釈は明確でない。

銀行のデビットカード取引が振込みのようなものであるといえる場合（又は為替取引に該当する場合）には、銀行又は資金移動業者のみが、デビットカードのアクワイアリング業務を営むことができることとなる。

しかし、そのような取扱いを行う事業者の中には、為替取引を行っているとは整理していない事業者もあるようである。資金移動業の登録を有しない日本のノンバンクの金融機関の多くが、デビットカードのアクワイアリングを行っている。

このような解釈は、グローバルなマネーロンダリング規制や FATF 勧告に沿っていないように思われるが、それが日本の状況である。

第4 資金移動業者のカード

(1) 資金移動業者のカードとは何か

資金移動業者のカードは、資金移動業者がその利用者に対して発行するカードである。

資金移動業者の多くは、利用者にアカウントを開設させ、あらかじめ利用者から資金を受け入れている。

日本のノンバンクの金融機関の中には、資金移動業者として Visa デビットカードを発行している者がある。

(2) どの法律が資金移動業者のカードを規制するか

資金決済法が資金移動業を規制する。

(3) 資金決済法上の資金移動業者の主な義務は何か

資金決済法上の主な義務は、次のとおりである。

- (i) 資金移動業者としての登録を受けること（資金決済法 37 条）
- (ii) 営もうとする資金移動業の種別に応じた規制に従うこと（同法 36 条の 2。下記(4)参照）
- (iii) 履行保証金を供託すること、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結し、若しくは預貯金等により管理すること（同法 43 条、45 条、45 条の 2）
- (iv) 資金移動業に係る情報の適正な管理のために必要な措置を講じること（同法 49 条）
- (v) 資金移動業の一部を第三者に委託する場合に、委託先に対する指導その他の必要な措置を講じること（同法 50 条）
- (vi) 利用者の保護等に関する措置を講じること。受領書面の交付その他の資金決済法及び内閣府令に定める事項の情報提供を含む（同法 51 条）
- (vii) 資金移動業に関する帳簿書類を作成し、保存すること（同法 52 条）

(4) 資金移動業にはどのような種別があるか

2020 年（令和 2 年）改正により、資金移動業は 3 つの種別に分けられた（資金決済法 36 条の 2）。

- 第一種資金移動業：第二種・第三種以外のもの。送金額の上限はないが、業務実施計画について内閣総理大臣の認可を受ける必要がある（同法 40 条の 2）。
- 第二種資金移動業：少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むもの。この額は 100 万円に相当する額である（同法施行令 12 条の 2 第 1 項）。
- 第三種資金移動業：特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むもの。この額は 5 万円に相当する額である（同法施行令 12 条の 2 第 2 項）。

このほか、特定信託為替取引のみを業として営む特定資金移動業の種別がある（同法 36 条の 2 第 4 項）。

第一種資金移動業の業務実施計画には、為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にはその上限額、為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法等を記載する（同法40条の2第1項）。内閣総理大臣は、必要の限度において認可に条件を付することができる（同条3項）。

（5） 滞留規制とはどのようなものか

資金移動業者が受け入れた利用者の資金が、為替取引に用いられないまま滞留することについては、種別ごとに規律が置かれている。

第一種資金移動業

資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。）は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならない（資金決済法51条の2第1項）。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない（同条2項）。

内閣府令で定める事項は、①移動する資金の額、②資金を移動する日（資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限）、③資金の移動先である（資金移動業者に関する内閣府令32条の2第1項）。期間は、原則として資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間であるが、第一種資金移動業に係る履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づき履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者が、破産手続開始の申立て等が行われたときにこれらの契約により為替取引に関する債務の全部を早期かつ確実に利用者に弁済することができると認められる体制を整備している場合には、これに利用者の利便の向上を図るために必要な期間を加えた期間であって2か月を超えない期間とされる（同条2項）。

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）14「資金移動業者関係」Ⅲ－1－1は、これを「厳格な滞留規制」と呼び、利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じているかを着眼点としている。同ガイドラインは、「具体的な為替取引の指図」とは、①移動する資金の額、②資金を移動する日（特定困難な場合は期限）及び③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には具体的な指図とは認められない旨を注記する。また、第一種資金移動業者として為替取引を行う場合には、1件当たり100万円以下の為替取引の指図を受ける場合であっても同規制が課されることに留意が必要である旨を明記している。

第二種資金移動業

資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。）は、各利用者に対して負担している為替取引に関する債務の額が100万円に相当する額を超える場合は、当該利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない（資金移動業者に関する内閣府令30条の2第1項）。そして、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについては、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない（同条3項）。

事務ガイドライン14のⅣ－1は、この趣旨として、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合に利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要すること、②本来的には必要がない保全コストの負担、③出資法2条の預り金規制に抵触する疑義、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金の増加による経済的悪影響を挙げる。着眼点としては、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断されるときは、利用者に払出しを要請し、応じない場合には返還その他の措置を講じる態勢が整備されているかを求め、関連性の判断に当たっては利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮しているかとしている。なお、同ガイドラインは、確認の結果、100万円以下の部分についても為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、返還その他の措置を講じる必要があることに留意するとしている。

第三種資金移動業

事務ガイドライン 14 の V-1 が「滞留規制（為替取引に関する上限額）」として規律している。

第三種資金移動業を営む者は、届出を行うことにより、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができ、この場合には、各営業日の未達債務の額に届出た預貯金等管理割合を乗じた額以上の金銭を、預貯金等管理方法により管理することとなる（同法 45 条の 2 第 1 項）。この管理の状況については、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない（同条 2 項）。

(6) 電子マネーのカードと比べた資金移動業者のカードの主な利点は何か

海外で資金を引き出すために利用することができる。電子マネーのカードはそのような利用ができない。

第 5 前払式支払手段カード（ブランドプリペイドカード、電子マネー及びギフトカード）

(1) 前払式支払手段カードとは何か

「前払式支払手段」とは、資金決済法に基づいて発行される前払いの価値である。

前払式支払手段カードは、商品・役務の購入にのみ使用することができ、法定の例外を除き、払戻しを受けることができない。

前払式支払手段カードの一つの類型は、グローバルなデジタルコンテンツのプラットフォーム事業者（例えば Apple）や日本のオンラインゲームのプラットフォーム事業者が、コンビニエンスストアを通じて電子マネーのカードやギフトカードを発行・販売するものである。

利用者がこれを購入するのは、(i) 購入が容易であること、(ii) 本人確認の手続が不要であること（※）、(iii) クレジットカード取引と比べて不正使用のリスクが小さいこと、(iv) 匿名で電子マネーを使用できる場合があること、(v) 友人や家族に贈り物として渡すことができること、による。

※ この点は、下記(6)以下のとおり、2022 年（令和 4 年）改正により変わった部分がある。

前払式支払手段カードのもう一つの類型は、ブランドプリペイドカードである。日本の金融機関の中には、Visa プリペイドカードを発行し、前払式支払手段発行者の登録によりこの業務を営んでいる者がある。

Visa プリペイドカードが、日本国内及び海外の ATM で資金を引き出すために使用できないものである限り、当該カードによる決済は、原則として為替取引とは解されず、日本で資金移動業の登録を要しない。

(2) 誰が前払式支払手段カードを発行できるか

第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けた者である（脚注 7）。

銀行もこの登録を受けることができる。

脚注 7 前払式支払手段が発行者の提供する商品・役務の購入にのみ使用できる場合、当該前払式支払手段は自家型前払式支払手段と呼ばれ、発行者以外の者が提供する商品・役務の購入に使用できる場合には、第三者型前払式支払手段と呼ばれる。両者は規制が異なるが、一般に用いられているプリペイドカードの多くは後者であるため、本稿では後者についてのみ述べる。自家型は届出（資金決済法 5 条）、第三者型は登録（同法 7 条）である。

金融庁が公表する登録・届出一覧によれば、第三者型前払式支払手段発行者は 787 社、自家型前払式支払手段発行者は 1,228 社である（いずれも 2026 年 8 月 31 日現在）。

(3) 資金移動業者のカードと比べた前払式支払手段カードの利点は何か

規制が資金移動業者のカードと比べてはるかに軽い。

(4) なぜ資金移動業者のカードより規制が軽いのか

前払式支払手段カードは、原則として払戻しを受けることができない。

そのため、例えば、利用者がコンビニエンスストアで前払式支払手段カードを購入して友人に送った場合、当該友人は、電子マネーを払い戻して現金を得ることができない。したがって、電子マネーがマネーロンダリングの目的で使用されるリスクは、資金移動業者のカードよりも低いとみなされ、資金移動業者のカードより軽い規制とされている。

(5) 前払式支払手段発行者の主な規制は何か

主な義務は次のとおりである。

- (i) 登録を受けること（資金決済法 7 条）
- (ii) 利用者の保護等に関する措置を講じること。前払式支払手段に関する一定の事項の表示・情報提供を含む（同法 13 条）
- (iii) 発行保証金を供託すること、又は発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約を締結すること（同法 14 条から 16 条まで）。発行者が銀行等である場合の特例がある（同法 35 条）
- (iv) 前払式支払手段の発行の業務に係る情報の適正な管理のために必要な措置を講じること（同法 21 条）
- (v) 委託先に対する指導その他の必要な措置を講じること（同法 21 条の 2）
- (vi) 苦情処理に関する措置を講じること（同法 21 条の 3）
- (vii) 前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、保存すること（同法 22 条）

なお、次の前払式支払手段には、資金決済法第 2 章の規定が適用されない（同法 4 条）。とくに実務上重要なのは第 2 号と第 7 号である。

- 1 号 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであって政令で定めるもの
- 2 号 発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段。この期間は 6 か月である（同法施行令 4 条 2 項）
- 3 号・4 号 国又は地方公共団体等が発行するもの
- 5 号 専ら発行者（密接関係者を含む。）の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段等
- 6 号 割賦販売法その他の法律に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係るものとして政令で定めるもの
- 7 号 その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段

(6) 高額電子移転可能型前払式支払手段とは何か

従来、ノンバンクの前払式支払手段発行者には、マネーロンダリング関連の規制が基本的に適用されていなかった。この点は、2022 年（令和 4 年）改正（2023 年 6 月 1 日施行）により変わった。

資金決済法 2 条の規定ではなく、同法 3 条 8 項が「高額電子移転可能型前払式支払手段」を定義する。第 1 号は、第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの（内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）であり、第 2 号は、これに準ずるものとして内閣府令で定めるものである。

内閣府令の要件は 3 つの類型に分かれる（前払式支払手段に関する内閣府令 5 条の 2）。

- 残高譲渡型（同条 1 項 1 号） 第三者型前払式支払手段であって、電磁的方法により未使用残高の記録の加算が行われるものについて、(a) 移転が可能な 1 件当たりの未使用残高の額が 10 万円を超えること、又は (b) 移転が可能な 1 月間の未使用残高の総額が 30 万円を超えること。
- 番号通知型（同項 2 号） 同様の前払式支払手段について、(a) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な 1 件当たりの未使用残高の額が 10 万円を超えること、又は (b) 同口座に記録が可能な 1 月間の未使用残高の総額が 30 万円を超えること。ただし、残高譲渡型のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるものは除かれる。
- 番号通知型に準ずるもの（同条 2 項） 記録が可能な 1 月間の未使用残高の総額が 30 万円を超えること、金融庁長官が定める登録商標の使用をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されていること、当該登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店において代価の弁済等に充てることが可能な 1 月間の未使用残高の総額が 30 万円を超えること、及び証券等がなくても代価の弁済のために使用することが可能であること、の全てを満たすもの。いわゆる国際ブランドのプリペイドカードが念頭に置かれている。

(7) 高額電子移転可能型を発行するにはどのような手続が必要か

前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、あらかじめ、①前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にはその上限額、②発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法、③その他内閣府令で定める事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に届け出なければならない（資金決済法 11 条の 2 第 1 項）。変更しようとするときも、あらかじめ届け出なければならない（同条 2 項）。

(8) 高額電子移転可能型の発行者は犯罪収益移転防止法の適用を受けるか

この届出をした者は、犯罪収益移転防止法の特定事業者となる（同法 2 条 2 項 30 号の 2「資金決済に関する法律第 2 条第 1 項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第 11 条の 2 第 1 項の届出をした者」）。したがって、取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を負う。

もっとも、資金決済法 4 条の適用除外に該当するものは、この類型に当たらず、犯罪収益移転防止法の特定事業者にも当たらない。有効期限を 6 か月とすることや（同法 4 条 2 号、同法施行令 4 条 2 項）、利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている BtoB の前払式支払手段とすることにより（同法 4 条 7 号）、犯罪収益移転防止法の規制を免れることができる。

(9) 高額電子移転可能型の発行者はどのように監督されるか

金融庁の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）5「前払式支払手段発行者関係」の II－5 が、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に係る監督上の評価項目を定めている。マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを踏まえたリスク管理態勢の整備、代理店のリスク評価とモニタリング等が求められる。

(10) 高額電子移転可能型を発行している事業者はどれくらいあるか

金融庁及び財務局は、高額電子移転可能型前払式支払手段の届出を行った事業者の一覧及び件数を公表していない。金融庁が公表する「前払式支払手段（第三者型）発行者登録一覧」及び「前払式支払手段（自家型）発行者届出一覧」には、高額電子移転可能型であるか否かの別掲はない。

金融庁「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025）」は、2025 年 6 月の金融セクター分析において、資金決済法 11 条の 2 に定める届出を行った高額電子移転可能型前払式支払手段発行者を新たに分析の対象として追加した旨を述べ、また、高額残高チャージや多額の残高譲渡を実際に行っている利用者は限られるとみられるものの、国際ブランドの前払式支払手段では数千

万円の残高チャージが可能なサービスも提供されていると指摘する。もっとも、同資料にも事業者数の記載はない。

事業者数を推測する手がかりとして、警察庁（JAFIC）「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和7年）」の業態別の疑わしい取引の年間通知件数がある。「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」の通知件数は、令和5年が0件、令和6年が0件、令和7年が306件である。令和7年に至って通知が行われるようになったことが分かる。届出者数そのものを知るには、届出先である財務局への照会によることとなる。

第6 電子決済手段（ステーブルコイン）

（1）なぜ新しい枠組みが設けられたのか

ステーブルコインの定義は様々である。例えば、①「仮想資産（virtual asset）の一種であって、一定の資産（通貨／金）に価値が連動するもの」と定義されたり、あるいは、②「法定通貨に対して安定した価値を維持するように設計され、決済手段として広く使用される可能性があるもの」と定義されたりする。典型例としては、「USD Coin」、「Tether」などがあたる。

2019年10月、FATFは、ステーブルコインについて、仮想資産（virtual asset）の定義に含まれる旨を明確にし、ステーブルコイン取扱業者が、仮想資産サービス業者又は従来型金融サービス業者（例：銀行、送金業者）として、FATF勧告によるマネロン規制の対象となる旨を明確化した。そして、2020年6月に、FATFは、ステーブルコインに係る報告書を公表し、ステーブルコインについてのFATF勧告の適用関係をさらに明確化した。

上記の世界的な規制の流れを踏まえ、2022年（令和4年）改正（2023年6月1日施行）により、資金決済法に「電子決済手段」の概念が新設された。

（2）ステーブルコインはどのような形式で発行されるのか

ステーブルコインは、次のいずれかの形式が想定されている。

- ① 通貨建資産である財産的価値であって電子情報処理組織を用いて移転できるもの、受託者が金銭の全額を預貯金で管理する等の要件を満たす信託受益権の形式で発行されるもの、これらに準ずるもの
- ② 資金移動業の利用者が資金移動業者に対して有する債権（為替取引に関する債務に係る債権）（「資金移動業者発行ステーブルコイン」）
- ③ 銀行等の利用者が銀行等に対して有する預金債権（「銀行等発行ステーブルコイン」）

このうち①について資金決済法で「電子決済手段」として定義された一方、②・③については、従来どおり「預金債権、為替取引に関する債務に係る債権」として扱うことが可能であり、新たな定義付けは不要とされている。

したがって、「ステーブルコイン」と呼ばれるものであっても、適用される規制は、誰が発行するかによって異なる。資金移動業者が発行するものには資金移動業の規制（前記4）が及び、銀行等が発行するものには銀行法の規制が及ぶ。

（3）電子決済手段とは何か

資金決済法2条5項は、電子決済手段を次の4号に区分する。

- 1号 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で

定めるものを除く。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(3号に掲げるものを除く。)

- 2号 不特定の者を相手方として1号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(3号に掲げるものを除く。)
- 3号 特定信託受益権
- 4号 前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう(同条7項)。「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に限る。)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち預貯金により管理する額の割合が内閣府令で定める割合以上であること等の要件を満たすものをいう(同条9項)。信託型のステーブルコインがこれに当たる。

法定通貨の価値に連動しないものは「通貨建資産」に当たらないため、電子決済手段ではなく、暗号資産として扱われる。

(4) 電子決済手段等取引業とは何か。登録は必要か

資金決済法2条10項は、「電子決済手段等取引業」を、次の行為のいずれかを業として行うことと定義する。1号又は2号を「電子決済手段の交換等」、3号を「電子決済手段の管理」といい、これらを併せて「電子決済手段関連業務」という(同条11項)。

- 1号 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- 2号 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 3号 他人のために電子決済手段の管理をすること(その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- 4号 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で、当該契約に基づき資金を移動させて為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること、又は為替取引により受け取った資金の額に相当する当該債権の額を増加させることについて合意をし、かつ、当該合意に基づき当該債権の額を増加させ、又は減少させること

電子決済手段等取引業を営むには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない(同法62条の3)。登録を受けた者を「電子決済手段等取引業者」という(同法2条12項)。

金融庁が公表する「電子決済手段等取引業者登録一覧」によれば、登録を受けた電子決済手段等取引業者は2社にとどまる(令和8年8月27日現在)。いずれも暗号資産交換業者として既に登録を受けている事業者である。

(5) 電子決済手段等取引業者の主な義務は何か

- (i) 登録(資金決済法62条の3)
- (ii) 電子決済手段を発行する者に関する特例(同法62条の8)。資金移動業者が自ら発行する電子決済手段について電子決済手段等取引業を行う場合等の特例である
- (iii) 名義貸しの禁止(同法62条の9)
- (iv) 情報の安全管理(同法62条の10)
- (v) 委託先に対する指導(同法62条の11)
- (vi) 利用者の保護等に関する措置(同法62条の12)

(6) 銀行等が発行するステーブルコインの仲介は誰が行うのか

金融審議会の報告書は、ステーブルコインを用いた送金・決済サービスの提供者が果たす機能を、(i) 発行・償還・価値安定の仕組みの提供の機能、(ii) 移転の機能、(iii) 管理・取引のための顧客接点の機能の3つに分けた上で、①これらの3つの機能が1社により提供される場合（一体型）と、②(i)の機能を提供する発行者と、(ii)・(iii)の機能を提供する仲介者が分かれる場合（分離型）に分類する。

分離型については、発行者が(a) 銀行の場合、(b) 資金移動業者の場合、(c) 特定信託受益権を発行する信託会社（特定信託会社）の場合の3類型がある。

銀行発行型の電子決済手段については、電子決済等取扱業者が仲介機能を果たしうる。「電子決済等取扱業」とは、①銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で、当該口座に係る資金を移動させて預金債権の額を減少させること又は為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させることを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金債権の額を増加させ、又は減少させること、及び②その行う①の行為に関して委託銀行のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うことを行う営業をいう（銀行法2条17項）。この登録を受けた者が「電子決済等取扱業者」である（同条18項、同法52条の60の3）。

信用金庫の委託を受ける場合が「信用金庫電子決済等取扱業」であり（信用金庫法85条の3第2項）、協同組合の委託を受ける場合が「信用協同組合電子決済等取扱業」である（協同組合による金融事業に関する法律6条の4の3第2項）。

一方、資金移動業者型及び特定信託会社型については、電子決済手段等取引業者が仲介機能を果たしうる。

なお、電子決済等取扱業（銀行法2条17項）と電子決済等代行業（同条21項）は別の概念である。後者は、預金者の委託を受けて為替取引の指図を銀行に伝達すること又は口座情報を取得して預金者に提供することを行う営業であり、いわゆる更新系・参照系のAPI接続事業者がこれに当たる（同条22項、同法52条の61の2）。

(7) 電子決済手段等取引業者は犯罪収益移転防止法の適用を受けるか

電子決済手段等取引業者は、犯罪収益移転防止法の特定事業者である（同法2条2項31号の2）。電子決済等取扱業者（登録業者に限る。）も特定事業者であり（同項31号の3、銀行法2条18項、52条の60の3）、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者も同様である（同項31号の4、31号の5）。

a コルレス契約に相当する確認義務

電子決済手段等取引業者が、外国に所在して電子決済手段関連業務と同種類の業務を行う者と、電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合には、相手方が取引時確認等相当措置を適切に行うために必要な基準に適合する体制を整備していること、及び相手方が監督を受けている状態にない外国所在電子決済手段等取引業者との間で同種の契約を締結していないことを確認し、記録しなければならない（犯罪収益移転防止法10条の2、同法施行規則31条の3）。確認の方法は、相手方からの申告を受ける方法、又は相手方若しくは外国の監督当局に相当する機関がインターネットにより公表している情報を閲覧して確認する方法である（同規則31条の2）。

ただし、①特定信託受益権を電子決済手段とする契約、並びに②電子決済手段の売買・他の電子決済手段との交換及びその媒介、取次ぎ又は代理を電子決済手段の移転行為とする契約は、対象とならない（同法10条の2柱書）。

b 通知義務（トラベルルール）

電子決済手段等取引業者が顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合、①当該移転を他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者の顧客として電子決済手段の管理を委託している者（受取顧客）に対して行うとき、又は②受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び受取顧客に係る本人特定事項その他の事項を通知しなければならない（同法10条の3第1項、同法施行規則31条の4第1項）。

通知すべき事項には、顧客の氏名又は名称、住居又は本店等の所在地若しくは顧客識別番号、及び当該移転に係る識別子（いわゆるブロックチェーンアドレス）又はこれを特定するに足りる記号番号が含まれる。

金額及び種類にかかわらず全ての移転が対象となるが、特定信託受益権は対象外である。また、対象となる相手方は登録業者又はこれに相当する業者に限られるため、個人・無登録業者への移転は対象外となる。

他の電子決済手段等取引業者等から通知を受けて移転の委託又は再委託を受けた場合も、同様の通知義務を負う（同法10条の3第2項、同規則31条の4第2項）。

なお、受取顧客が、財務省・金融庁が告示で定める国又は地域に所在する外国電子決済手段等取引業者の顧客として電子決済手段の管理を委託している場合には、この通知義務は免除される（同法10条の3第1項、同法施行令17条の2）。簡単にいえば、トラベルルールに対応していない国・地域との関係では、通知義務が免除される。

第7 暗号資産

暗号資産に関する規律は、現在、資金決済法に置かれているが、2026年（令和8年）改正により金融商品取引法へ移行する。以下、Ⅰで現行の資金決済法の規制を述べ、Ⅱで金融商品取引法への移行を述べる。

Ⅰ 現行法——資金決済法による規制

（1）暗号資産はどのように規制されてきたか

2016年（平成28年）改正（2017年4月施行）により、仮想通貨交換業者に登録義務が課された。2019年（令和元年）改正により、「仮想通貨」の名称が「暗号資産」に改められ、虚偽・誇大広告等の禁止、利用者の資産価値を保全する措置の義務化等が導入された。

（2）暗号資産とは何か

資金決済法2条14項は、「暗号資産」を次のとおり定義する。ただし、金融商品取引法29条の2第1項8号に規定する権利を表示するものは除かれる。

- 1号 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 2号 不特定の者を相手方として1号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

法定通貨建てのものは、通貨建資産又は電子決済手段として除外される。ギフトカードやプリペイドカードも通常は該当しない。

(3) 暗号資産交換業とは何か。登録は必要か

資金決済法 2 条 15 項は、「暗号資産交換業」を次の行為のいずれかを業として行うことと定義する。1 号又は 2 号を「暗号資産の交換等」、4 号を「暗号資産の管理」という。

- 1 号 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換
- 2 号 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 3 号 その行う前 2 号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること
- 4 号 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）

暗号資産交換業を営むには内閣総理大臣の登録が必要であり（同法 63 条の 2）、登録を受けた者を「暗号資産交換業者」という（同法 2 条 16 項）。

金融庁が公表する「暗号資産交換業者登録一覧」によれば、登録業者は 27 社である（令和 8 年 9 月 1 日現在）。

(4) 暗号資産交換業者の主な義務は何か

- (i) 登録（資金決済法 63 条の 2）
- (ii) 広告規制（同法 63 条の 9 の 2）
- (iii) 禁止行為（同法 63 条の 9 の 3）
- (iv) 利用者の保護等に関する措置（同法 63 条の 10）
- (v) 利用者財産の管理（同法 63 条の 11）。利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理し、信託会社等に信託しなければならない。利用者の暗号資産も自己の暗号資産と分別して管理し、内閣府令で定める要件に該当するものを除き、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法（いわゆるコールドウォレット等）で管理しなければならない。これらの管理の状況について、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない
- (vi) 履行保証暗号資産（同法 63 条の 11 の 2）。ホットウォレットで管理する利用者の暗号資産については、同種・同量の暗号資産を自己の暗号資産として保有し、これを分別管理しなければならない
- (vii) 指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等（同法 63 条の 12）
- (viii) 報告書の提出（同法 63 条の 14）

(5) 暗号資産の売買の媒介のみを行う場合はどうなるか

2026 年（令和 8 年）に施行された改正により、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」が設けられた。暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと（暗号資産仲介行為）等を業として行うものであり（同法 2 条 18 項）、内閣総理大臣の登録を受けなければならない（同法 63 条の 22 の 2）。仲介者は自ら利用者の金銭・暗号資産を預からないため、暗号資産交換業の登録よりも軽い規制となっている。

(6) 暗号資産交換業者は犯罪収益移転防止法の適用を受けるか

暗号資産交換業者は、犯罪収益移転防止法の特定事業者である（同法 2 条 2 項 32 号）。

a コルレス契約に相当する確認義務

暗号資産交換業者が、外国に所在して暗号資産交換業者と同種類の業務を行う者と、暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合には、相手方が取引時確認等相当措置を適切に行うために必要な基準に適合する体制を整備していること、及び相手方が監督を受けて

いる状態にない外国所在暗号資産交換業者との間で同種の契約を締結していないことを確認し、記録しなければならない（犯罪収益移転防止法 10 条の 4、同法施行規則 31 条の 6）。確認の方法は、相手方からの申告を受ける方法、又は相手方若しくは外国の監督当局に相当する機関がインターネットにより公表している情報を閲覧して確認する方法である（同規則 31 条の 5）。ただし、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換及びその媒介、取次ぎ又は代理を暗号資産の移転行為とする契約は、対象とならない（同法 10 条の 4 柱書）。

b 通知義務（トラベルルール）

暗号資産交換業者が顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う場合、①当該移転を他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者の顧客として暗号資産の管理を委託している者（受取顧客）に対して行うとき、又は②受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び受取顧客に係る本人特定事項その他の事項を通知しなければならない（同法 10 条の 5 第 1 項、同法施行規則 31 条の 7 第 1 項）。通知すべき事項には、顧客の氏名又は名称、住居又は本店等の所在地若しくは顧客識別番号、及び当該移転に係る識別子（いわゆるブロックチェーンアドレス）又はこれを特定するに足りる記号番号が含まれる。

金額及び種類にかかわらず全ての移転が対象となる。対象となる相手方は登録業者に限られるため、個人・無登録業者への移転は対象外となる。他の暗号資産交換業者等から通知を受けて移転の委託又は再委託を受けた場合も、同様の通知義務を負う（同法 10 条の 5 第 2 項）。

II 金融商品取引法への移行

(1) どの法律により移行するのか

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 64 号。2026 年 7 月 23 日公布）により、暗号資産に関する規律は、資金決済法から金融商品取引法へ移行する。暗号資産は、金融商品取引法上の規制対象として位置付けられ、業規制は金融商品取引業の枠組みに取り込まれる。

(2) いつ施行されるのか

改正法附則 1 条は、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」と定め、各号で例外を置く。主なものは次のとおりである。

- 附則 90 条 公布の日（2026 年 7 月 23 日）（附則 1 条 1 号）
- 金融商品取引法 197 条 1 項・197 条の 2 第 1 項・210 条 1 項の罰則の改正規定並びに附則 41 条、47 条及び 89 条 公布の日から起算して 20 日を経過した日（2026 年 8 月 12 日）（同条 2 号）
- 改正法 1 条の規定（上記の罰則の改正規定を除く。）その他の規定 令和 9 年 4 月 1 日（2027 年 4 月 1 日）（同条 4 号）

暗号資産の金融商品取引法への移行の本体は、2027 年 7 月 22 日に施行される。同日をもって、資金決済法から「暗号資産」及び「暗号資産交換業」の定義が削除され、金融商品取引法 2 条に暗号資産に係る定義が置かれるとともに、同法 28 条 5 項に「暗号資産取引業」が設けられる。規律の所在そのものが移動する。

これは、附則 1 条本文の「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」として、政令が期限ぎりぎりの日を指定したものである。

このほか、2027 年 10 月 1 日、2028 年 1 月 1 日及び 2028 年 6 月 13 日に施行される部分がある（段階施行）。

(3) 暗号資産取引業とは何か

〔2027年7月22日施行〕金融商品取引法28条5項は、「暗号資産取引業」を、金融商品取引業のうち次に掲げる行為のいずれかを業として行うことと定義し、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。

- 1号 2条8項18号から22号まで又は25号に掲げる行為
- 2号 2条8項23号又は24号に掲げる行為

同条8項は、暗号資産取引業に係る業務のうち、5項2号に掲げる行為に係る業務を「暗号資産等管理業務」とする。

(4) どのような行為が新たに規制の対象となるのか

号	行為	備考
18	暗号資産の売買（他の暗号資産との交換を含み、デリバティブ取引に該当するものを除く。）	現行の交換等に相当
19	前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理	同上
20	特定暗号資産の引受け（特定暗号資産取得勧誘等に際し、2条53項各号に掲げるもののいずれかを行うこと）	新設
21	特定暗号資産の募集・売出し	新設
22	特定暗号資産取得勧誘等の取扱い	新設
23	その行う18号から22号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること	暗号資産等管理業務
24	他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）	暗号資産等管理業務
25	暗号資産の借入れ	新設
26	前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為	—

(5) 現に登録を受けている事業者はどうなるのか

改正法附則は、現に暗号資産交換業の登録を受けている事業者について、次の経過措置を置く。

a 旧資金決済法の登録業者（金融商品取引業者でない者）——附則8条

施行の際現に旧資金決済法63条の2の登録を受けている者（金融商品取引業者を除く。）は、**施行日から起算して6か月間**、金融商品取引法29条の登録を受けていなくても、暗号資産取引業務を行うことができる（附則8条1項）。ここでいう「暗号資産取引業務」とは、金融商品取引法28条5項に規定する暗号資産取引業に係る業務のうち同項1号に掲げる行為（2条8項25号の暗号資産の借入れを除く。）に係る業務又は同条8項に規定する暗号資産等管理業務である。

この6か月の期間内に金融商品取引法29条の登録を申請した場合には、その申請について登録又は登録拒否の処分が行われるまでの間も、同様に業務を行うことができる。ただし、**施行日から起算して2年を経過したときは、この限りでない**（同条2項）。

この経過措置により業務を行う間は、その者を金融商品取引業者とみなして、金融商品取引法の主要な行為規制、監督規定、罰則のほか、改正後の外国為替及び外国貿易法及び改正後の犯罪収益移転防

止法の規定が適用される（同条 3 項）。登録の取消しに代えて「暗号資産取引業務の全部の廃止」を命ずる形に読み替えられる。

b 既に金融商品取引業者である登録業者——附則 9 条

施行の際現に旧資金決済法 63 条の 2 の登録を受けている金融商品取引業者については、施行日において金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 5 号に掲げる事項の変更（暗号資産取引業に係る業務又は暗号資産等管理業務の種別の追加）をしようとするものとみなして、同法 31 条 4 項の変更登録の規定を適用する。この場合、施行日から起算して 6 か月間は変更登録を受けなくても暗号資産取引業務を行うことができ、期間内に変更登録を申請した場合には処分があるまでの間も同様であるが、施行日から 2 年を経過したときは、この限りでない（附則 9 条 1 項・2 項）。

c 届出義務——附則 10 条

上記 a 又は b の経過措置により暗号資産取引業務を行うことができる者は、**施行日から起算して 2 週間以内に**、①旧資金決済法 63 条の 3 第 1 項 1 号・2 号・10 号に掲げる事項（金融商品取引業者にあつては登録番号を含む。）、②暗号資産取引業務に係る営業所の名称及び所在地、③役員の氏名又は名称、④取り扱う暗号資産の名称、⑤暗号資産取引業務の内容及び方法、⑥その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない（附則 10 条 1 項）。

この届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、2 週間の期間を経過した日以後は経過措置の適用がない（同条 2 項）。すなわち、届出を失念すると、6 か月の猶予を失い、無登録営業となる。実務上、最も注意を要する点である。

取り扱う暗号資産の名称又は暗号資産取引業務の内容・方法を変更しようとするときは、原則としてあらかじめ届け出なければならない（同条 3 項）、その他の届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出なければならない（同条 4 項）。

d 暗号資産以外の新金融商品取引業についての届出——附則 7 条

暗号資産交換業の登録を受けていなかった者が、改正により新たに金融商品取引業に該当することとなる業務（新金融商品取引業）を行っている場合にも、6 か月の経過措置（附則 5 条・6 条）が置かれており、この場合も施行日から 2 週間以内の届出が必要である（附則 7 条 1 項）。届出をしないときは、同様に経過措置の適用がない（同条 2 項）。

e 欠格事由についての読替え——附則 12 条

旧資金決済法 63 条の 17 第 1 項・2 項により暗号資産交換業の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者等は、金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 8 号イに該当する者とみなされる。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録取消しについても同様である。

f 租税特別措置法上の取扱い——附則 11 条

附則 8 条 1 項又は 2 項により暗号資産取引業務を行うことができる者は、租税特別措置法 38 条の 2 第 1 項に規定する金融商品取引業者に該当するものとみなされる。

(6) 実務上、何に注意すべきか

名称が変わる。「暗号資産交換業者」ではなく、金融商品取引法上の「暗号資産取引業」を行う金融商品取引業者となる。

「特定暗号資産」という新しい概念が導入され、引受け、募集・売出し、取得勧誘等の取扱いが規制対象となる。有価証券に準じた開示規制が及ぶことを示唆する。

「暗号資産の借入れ」（2 条 8 項 25 号）が明文で業規制の対象に加えられた。レンディングに係る従来の整理が変わりうる。なお、附則 8 条 1 項の経過措置が対象とする「暗号資産取引業務」からは、

この暗号資産の借入れが除かれている。借入れを業として行おうとする場合には、経過措置によらず、改めて登録を受ける必要があると読める。

施行は段階的である。暗号資産の移行の本体は2027年7月22日であり、その後も2027年10月1日、2028年1月1日及び2028年6月13日に施行される部分がある。

政令・内閣府令の整備は今後進められる。移行期の具体的な取扱いは、内閣府令及び監督指針の整備を待つ必要がある。最新の動向は金融庁の公表資料により確認されたい。

第8 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

(1) 仲介業とはどのような業なのか

電子決済手段及び暗号資産の売買等の媒介を、自ら利用者の金銭・電子決済手段・暗号資産を預からずに行う仲介者の類型である。

資金決済法2条18項は、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を次の行為のいずれかを業として行うことと定義する。1号を「電子決済手段仲介行為」、2号を「暗号資産仲介行為」という。

- 1号 電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと
- 2号 暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと

(2) 登録は必要か

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない（同法63条の22の2）。登録を受けた者を「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」という（同法2条19項）。

外国において同種類の登録を受けて同業を行う者等は「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とされる（同条20項）。

(3) 電子決済手段等取引業・暗号資産交換業と何が違うのか

仲介者は、自ら利用者の金銭、電子決済手段又は暗号資産を預からない。そのため、電子決済手段等取引業（登録）や暗号資産交換業（登録）に課される利用者財産の分別管理、履行保証暗号資産の保有等の規制は課されず、より軽い規制とされている。

媒介の相手方となる電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者の委託を受けて、その者のために媒介を行うという構造であるため、委託元の業者が仲介者に対する指導等の責任を負う。

(4) どれくらいの事業者がいるのか

本稿作成時点において、金融庁の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の一覧は掲載されていない。登録業者数を知るには、各財務局への照会によることとなる。

(5) どのように監督されるのか

金融庁の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）18「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係」が監督上の評価項目を定めている。

なお、暗号資産に関する規律が金融商品取引法へ移行した後（前記7II）、暗号資産仲介行為に相当する行為の取扱いは、金融商品取引法上の金融商品仲介業等の枠組みとの関係で整理されることとなる。改正法附則には金融商品仲介業に関する経過措置が置かれている。

第9 為替取引分析業

(1) 為替取引分析業とはどのような業なのか

金融機関が行う為替取引について、経済制裁の対象となる支払等に当たるかどうか、資産凍結等対象者に係るものかどうか、疑わしい取引の届出の判断に必要な分析等を、複数の金融機関から委託を受けて共同で行う業である。各金融機関が個別に行っていた制裁リストのスクリーニングや取引モニタリングを共同化し、水準を揃えるための枠組みである。

資金決済法2条21項は、「為替取引分析業」を、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者）の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことと定義する。

- 1号 当該為替取引が外国為替及び外国貿易法17条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること
- 2号 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法9条に規定する財産凍結等対象者その他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること
- 3号 当該為替取引について犯罪収益移転防止法8条1項の規定による判断（疑わしい取引の届出の判断）を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること

(2) 許可が必要か。登録ではないのか

為替取引分析業は、**主務大臣の許可**を受けた者でなければ行うことができない（同法63条の23）。資金決済法上の他の業態が登録制（前払式支払手段の第三者型発行者、資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、仲介業）又は届出制（前払式支払手段の自家型発行者）であるのに対し、為替取引分析業は許可制であり、資金清算業の免許制（後記10）と並んで参入規制が重い類型である。

ただし、その業務の規模及び態様が、委託元の金融機関等の数その他の事項を勘案して主務省令で定める場合であるときは、許可を要しない（同条ただし書）。

(3) 主な規制は何か

- 許可（資金決済法63条の23）、許可の基準（同法63条の25）
- 名義貸しの禁止（同法63条の26）
- 業務の制限（同法63条の27）
- 委託の禁止等（同法63条の28）
- 業務方法書（同法63条の29）
- 情報の適切な管理（同法63条の30）
- 秘密保持義務等（同法63条の31）
- 定款又は業務方法書の変更の認可（同法63条の32）、業務の種別の変更の許可等（同法63条の33）
- 報告書（同法63条の34）、立入検査等（同法63条の35）、業務改善命令（同法63条の36）、許可の取消し等（同法63条の37）

複数の金融機関の取引情報を扱う業であることから、情報の適切な管理と秘密保持義務が中核の規制となっている。

(4) どの事業者が許可を受けているか

金融庁が公表する「為替取引分析業者許可一覧」によれば、許可を受けた事業者は3社である（令和6年5月29日現在）。

許可番号	許可年月日	為替取引分析業者名	出資者
金融庁長官（為分）第1号	2023年12月19日	SCSK RegTech Edge 株式会社	SCSK 株式会社 100%
金融庁長官（為分）第2号	2024年1月31日	株式会社バンク・ビジネスファクトリー	株式会社セブン銀行 100%
金融庁長官（為分）第3号	2024年5月29日	株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構	一般社団法人全国銀行協会 100%

出資者は各社が公表する会社概要による。いずれも単独の親会社が出資する形態であり、金融機関グループ、システムベンダー及び業界団体がそれぞれ担い手となっている。

第10 資金清算業

(1) 資金清算業とはどのような業なのか

銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を、清算のために引き受け、又は更改その他の方法により負担する業である。全国銀行データ通信システム（全銀システム）による銀行間の資金決済の清算がこれに当たる。

資金決済法2条23項は、「資金清算業」を、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、**銀行等の間で生じた**為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことと定義する。「資金清算機関」とは、64条1項の免許を受けた者をいう（同条24項）。

ここでいう「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう（同条32項）。**資金移動業者は含まれない。**

(2) 免許が必要か

資金清算業は、内閣総理大臣の**免許**を受けた者でなければ行ってはならない（同法64条1項）。資金決済法上、最も重い参入規制である。

ただし、銀行等及び日本銀行については、この規定は適用されない（同条2項）。

(3) 主な規制は何か

- 免許（資金決済法64条）、免許の申請（同法65条）、免許の基準（同法66条）、取締役等の欠格事由等（同法67条）
- 業務の制限（同法69条）。資金清算業及びこれに関連する業務のほか、他の業務を行うことができない。内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く
- 資金清算業の一部の委託（同法70条）、業務方法書（同法71条）
- 資金清算業の適切な遂行を確保するための措置（同法72条）、未決済債務等の決済（同法73条）
- 秘密保持義務等（同法74条）、差別的取扱いの禁止（同法75条）
- 定款又は業務方法書の変更の認可（同法76条）、帳簿書類（同法78条）、報告書（同法79条）、立入検査等（同法80条）、業務改善命令（同法81条）、免許の取消し等（同法82条）

- 解散等の認可（同法 83 条）、財務大臣への協議（同法 84 条）、日本銀行からの意見聴取（同法 86 条）

金融システムの中核に位置する機能であることから、業務の兼営が原則として禁止され、差別的取扱いの禁止が置かれ、財務大臣及び日本銀行が手続に関与する点が特徴である。

(4) どの事業者が免許を受けているか

金融庁が公表する「資金清算機関」の一覧によれば、免許を受けた資金清算機関は 1 社であり、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）である（令和 3 年 2 月 15 日時点）。

(5) 経過措置はどうなっているか

資金決済法の施行の際現に資金清算業を行っていた者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から 6 か月間、免許を受けずに資金清算業を行うことができるものとされた（同法附則 15 条 1 項）。この間は資金清算機関とみなして、取締役等の欠格事由、秘密保持義務、帳簿書類、立入検査、業務改善命令及び廃止命令の規定が適用される（同条 2 項）。

(6) カードネットワーク等は資金清算業に当たるか

カードブランドの運営会社は、イシューアとアクワイアラーの間の債権債務を差引計算して決済している。機能としては清算であり、資金清算業に当たるのではないかという疑問が生じうる。条文の要件に即して整理すると、次の 3 つの要件が問題となる。

第 1 に、「**為替取引**に係る債権債務の清算」であること。前記 2 のとおり、クレジットカード取引は日本では為替取引に当たらないと整理されてきた。したがって、クレジットカードのブランド運営会社による清算は、この要件を欠くことになる。他方、前記 3(5)のとおり、銀行のデビットカード取引が為替取引に当たるかどうかについて政府の解釈は明確でなく、仮に為替取引に当たると整理されるのであれば、この要件を満たしうる。

第 2 に、「**銀行等**の間で生じた」債務であること。日本のクレジットカードのイシューア及びアクワイアラーは、その多くがノンバンクの金融機関である（前記 2(3)(4)）。ノンバンクの間で生じた債務の清算は、相手方が銀行等でないため、この要件を欠く。これに対し、銀行のデビットカードについては、イシューアが銀行に限られ（前記 3(4)）、アクワイアラーも銀行である場合には、双方が銀行等となりうる。

第 3 に、「債務の引受け、更改その他の方法により……債務を負担すること」であること。単なる差引計算の計算事務や情報の授受にとどまり、自らが債務を負担しないのであれば、この要件を欠く。

したがって、カードネットワークが資金清算業に当たるかは、①対象となる取引が為替取引に当たるか、②当事者が銀行等であるか、③清算機関が自ら債務を負担する構造であるかの 3 点によって決まる。クレジットカードについては①及び②を欠くのが通常であり、問題は生じにくい。他方、銀行のデビットカードのブランド決済について①が為替取引に当たると整理された場合には、②③の検討が必要となる。

この点について、カードネットワークの資金清算業該当性を正面から述べた政府の公表資料は見当たらない。実務上は、個別のスキームについて金融庁に照会することが相当である。

なお、資金決済法 2 条の 2 により、一定の収納代行が為替取引に該当することとされたため（前記 1(3)）、為替取引の範囲は従来より広い。クロスボーダーの収納代行を銀行等が多数当事者間で行い、その清算を第三者が債務引受けの方法で担う構造を採る場合には、資金清算業の要件を満たす余地が生じうる。為替取引の範囲が広がったことの帰結として、資金清算業の該当性も改めて検討する必要がある。

第 11 共通して適用される法令

前記 2 から 10 までの各業態には、業法とは別に、次の法令が共通して適用される。各章では、その業態に固有のものだけを掲げたので、共通するものは本章にまとめる。

(1) 個人情報の保護に関する法律

決済サービスは、氏名・住所・生年月日、口座番号、カード番号、取引履歴、位置情報等を取り扱うため、個人情報取扱事業者としての義務（利用目的の特定・通知公表、安全管理措置、委託先の監督、第三者提供の制限、保有個人データに関する公表、開示・訂正・利用停止等の請求への対応、漏えい等の報告・本人通知）が及ぶ。

決済事業者には固有の論点としては、次のものがある。

- 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認で取得した本人確認書類の写し等は、確認記録として 7 年間の保存義務があり（犯罪収益移転防止法 6 条 3 項）、個人情報保護法上の消去の努力義務との関係では、法令に基づく保存が優先する。
- 本人確認書類に記載された情報のうち、要配慮個人情報に当たりうるものを取得しないよう、書類の種類と取得範囲を設計する必要がある。
- 取引履歴をマーケティングや与信判断に利用する場合は、利用目的の特定と、第三者提供・共同利用の整理が必要となる。クレジットカードについては、割賦販売法が指定信用情報機関への情報提供とその目的外使用の禁止を定めており（同法 35 条の 3 の 59）、個人情報保護法と重ねて検討する必要がある。
- 国外の委託先・グループ会社にデータを移転する場合は、外国にある第三者への提供の制限が及ぶ。クロスボーダーの決済スキームでは、通知義務（トラベルルール）による本人特定事項の国外送信との関係を整理する必要がある。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法

ポイントプログラム、キャッシュバック、入会特典等は景品類の提供に当たりうる。手数料・金利・還元率の表示は有利誤認表示の規制を受ける。

(3) 特定商取引法

通信販売、電話勧誘販売等の方法でサービスを提供する場合に適用される。クレジットカード・チャージカードについては、割賦販売法と特定商取引法が相互に関連する（個別信用購入あっせんにおける勧誘に係る調査義務等）。

(4) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

利用者へのメール送信について、オプトインの取得、送信者情報の表示、受信拒否の方法の明示等が求められる。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

加盟店手数料、インターチェンジフィー、ブランドルールによる制約、相互接続の拒絶等が問題となりうる。資金清算業については、資金決済法 75 条が差別的取扱いを禁止している。為替取引分析業のように複数の金融機関が共同して業務を行う枠組みについては、情報交換の範囲と共同行為の態様を整理する必要がある。

(6) 消費者契約法

利用規約における免責条項、損害賠償額の予定、解除権の制限等の不当条項規制が及ぶ。

(7) 外国為替及び外国貿易法

クロスボーダーの資金移動、居住者と非居住者の間の資金移動について適用される。支払等の報告義務、資本取引の届出・報告、経済制裁に基づく支払等の禁止・許可制（同法 16 条、16 条の 2）等が問題となる。

本人確認義務については、同法 18 条が「銀行等」（銀行その他の政令で定める金融機関）に対し、本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等に係る為替取引（特定為替取引）を行うに際しての本人特定事項の確認を義務付け、18 条の 3 が本人確認記録の作成・保存義務を定める。

なお、同法 16 条の 2 は、「銀行等」と、資金移動業者（資金決済法 2 条 3 項）及び電子決済手段等取引業者等とを別の類型として規定している。業態ごとにどの規定が適用されるかは、同法及び同法施行令の定めに基づいて確認する必要がある。為替取引分析業は、同法 17 条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうかの分析を業務の内容としている（前記 9(1)1 号）。

詳細については、中崎隆『詳説 外為法・貿易関連法 第 9 版（2026 年）』（2026 年）を参照されたい（<https://www.amazon.co.jp/dp/B0HCMTQQF7>）。

(8) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

国外送金等について、金融機関が調書を提出する義務を負う。利用者のマイナンバーの収集等が必要となる。

(9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

マイナンバーの取得・利用・保管・提供に係る制限と安全管理措置が及ぶ。国外送金等調書法に基づく調書の提出のためにマイナンバーを取得する場合は、同法が定める利用目的の範囲で取り扱う必要がある。

(10) 利息制限法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

ローン機能を併せ持つカードについて、上限金利の規制が及ぶ。また、資金移動業者及び前払式支払手段発行者については、利用者から受け入れる資金が「預り金」と解されないよう注意を要する（出資法 2 条）。資金移動業者の滞留規制の趣旨の一つにも、この預り金規制との抵触の疑義が挙げられている（前記 4(5)）。

(11) 銀行法及び資金決済法（為替取引の規制）

いずれの業態についても、提供するサービスが「為替取引」に該当すれば、銀行免許又は資金移動業の登録が必要となる（前記 1）。前払式支払手段、電子決済手段、暗号資産のいずれについても、為替取引に該当しないようスキームを設計している事業者が多い。

(12) 政府の規則・ガイドライン及び自主規制

- 経済産業省の規則・ガイドライン及び認定割賦販売協会（日本クレジット協会）の自主規則（クレジットカード）
- 金融庁の監督指針及び事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係。5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係、16 暗号資産交換業者関係、17 電子決済手段等取引業者関係、18 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係）
- 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
- 日本資金決済業協会（前払式支払手段、資金移動業）、日本暗号資産等取引業協会（暗号資産）の自主規則
- 日本クレジット取引セキュリティ対策協議会「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」

第 12 犯罪収益移転防止法との関係

決済サービスを提供する事業者の多くは、犯罪収益移転防止法の「特定事業者」に該当し、取引時確認その他の義務を負う。どの事業者が特定事業者となるかは業態ごとに異なり、同じ決済の流れの中でも、義務を負う者と負わない者が分かれる。

犯罪収益移転防止法の詳細については、中崎隆『詳説犯罪収益移転防止法 第9版（2026）——組織犯罪との戦い』（2026年）を参照されたい（<https://www.amazon.co.jp/dp/B0HD7TCZ2G>）。本章の記述は同書の整理に依拠している。

(1) どの事業者が特定事業者となるのか

事業者	特定事業者か	根拠（犯罪収益移転防止法 2 条 2 項）
銀行等	該当する	1 号から 15 号まで、31 号
高額電子移転可能型前払式支払手段の届出者	該当する	30 号の 2
前払式支払手段発行者（上記以外）	該当しない	—
資金移動業者	該当する	31 号
電子決済手段等取引業者	該当する	31 号の 2
電子決済等取扱業者（登録業者）	該当する	31 号の 3
信用金庫電子決済等取扱業者	該当する	31 号の 4
信用協同組合電子決済等取扱業者	該当する	31 号の 5
暗号資産交換業者	該当する	32 号
クレジットカード等の発行業者（イシューア）	該当する	40 号
アクワイアラー・サブアクワイアラー（決済代行）	該当しない	—
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者	該当しない	—
為替取引分析業者	該当しない	—
資金清算機関	該当しない	—

40 号は、クレジットカード等を利用者たる顧客に交付し又は付与し、当該顧客がこれを提示・通知して商品等を購入したときに販売業者等に代金相当額を交付するとともに、当該顧客からあらかじめ定められた時期までに代金の合計額等を受領する業務を行う者を特定事業者とする。すなわちイシューイング業務を行う者であり、**アクワイアリング専門の事業者は該当しない**。日本のマネーロンダリング規制が、アクワイアラーにもサブアクワイアラーにも、加盟店やその代表者についての取引時確認を義務付けていないのはこのためである（前記 2(6)c）。これらの者は疑わしい取引の届出義務も負わない。

前払式支払手段発行者については、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとして資金決済法 11 条の 2 第 1 項の届出をした者のみが特定事業者となる（前記 5(8)）。したがって、有効期限を 6 か月とすること、又は利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされているものとするにより、この類型に当たらないこととすることができる。

仲介業者、為替取引分析業者及び資金清算機関は、いずれも特定事業者ではない。仲介業者について取引時確認を行うのは、委託元の電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者である。為替取引分析業者は、金融機関から委託を受けて疑わしい取引の届出の判断に必要な分析を行う立場にとどまる（前記 9(1)3 号）。

(2) 特定事業者はどのような義務を負うのか

- 取引時確認（犯罪収益移転防止法 4 条）
- 確認記録の作成・保存（同法 6 条）。確認記録は、特定取引等に係る契約が終了した日等から 7 年間保存しなければならない
- 取引記録等の作成・保存（同法 7 条）。取引記録等は、当該取引の行われた日から 7 年間保存しなければならない
- 疑わしい取引の届出（同法 8 条）
- 取引時確認等を的確に行うための措置（同法 11 条。体制整備）

(3) コルレス契約等を締結する際に何を確認する必要があるか

為替取引、電子決済手段の移転及び暗号資産の移転について、外国の業者との継続的・反復的な契約を締結する場合の確認義務が、業態ごとに置かれている。

対象	義務主体	条文	確認の方法
為替取引（コルレス契約）	特定金融機関（2 条 2 項 1 号から 15 号まで及び 31 号の特定事業者）	9 条、規則 29 条	規則 28 条
電子決済手段の移転	電子決済手段等取引業者	10 条の 2、規則 31 条の 3	規則 31 条の 2
暗号資産の移転	暗号資産交換業者	10 条の 4、規則 31 条の 6	規則 31 条の 5

確認すべき事項は、いずれも、①相手方が取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の届出に相当する措置（取引時確認等相当措置）を適切に行うために必要な基準に適合する体制を整備していること、及び②相手方が、監督を受けている状態にない同種の外国業者との間で同種の契約を締結していないこと（いわゆるシェルバンクでないことの確認）の 2 点である。

主務省令で定める基準とは、(i) 取引時確認等相当措置を行うために必要な施設及び当該措置の実施を統括する管理者を、その所在国又は所在国以外の外国に置いていること、並びに (ii) 当該措置について、所在国又は当該外国の監督当局の適切な監督を受けている状態にあることである。

確認の方法は、①相手方から申告を受ける方法、又は②相手方若しくは外国の監督当局に相当する外国の機関がインターネットにより公表している情報を閲覧して確認する方法である。これらの情報をまとめた有料のデータベース等を用いる方法も認められる。

なお、為替取引については、金融機関が SWIFT の RMA（Relationship Management Application）機能を利用して相互に SWIFT ネットワーク上で資金移動の指図等のメッセージのやり取りを許容し合う関係を構築している場合についても、要件を満たすと考えられる。ただし、RMA 先が為替取引を行わない事業者である場合には、「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」が締結されたとは評価できず、要件を満たさない。

また、9 条、10 条の 2 及び 10 条の 4 には、グループ会社間取引についての適用除外規定は置かれていない。相手方が 100%グループ会社であることのみをもって適用が否定されるものではない。

(4) 通知義務（トラベルルール）はどのように課されるか

対象	条文	通知事項を定める規則
外国為替取引	10 条	規則 30 条
電子決済手段の移転	10 条の 3	規則 31 条の 4
暗号資産の移転	10 条の 5	規則 31 条の 7

電子決済手段及び暗号資産の移転については、金額及び種類にかかわらず全ての移転が対象となる。通知すべき事項には、依頼を行った顧客及び受取顧客の氏名又は名称、住居又は本店等の所在地若しくは顧客識別番号、及び当該移転に係る識別子（いわゆるブロックチェーンアドレス）又はこれを特定するに足りる記号番号が含まれる。

対象となる相手方は、登録業者又はこれに相当する外国の業者に限られるため、個人・無登録業者への移転は対象外となる。また、電子決済手段のうち特定信託受益権は対象外である。

電子決済手段については、受取顧客が、財務省・金融庁が告示で定める国又は地域に所在する外国電子決済手段等取引業者の顧客として管理を委託している場合には、通知義務が免除される（10条の3第1項、施行令17条の2）。トラベルルールに対応していない国・地域との関係では、通知義務が免除されるということである。

（5）決済スキームを設計するときに何に注意すべきか

同じ決済の流れの中で、義務を負う者と負わない者が分かれる。クレジットカードではイシューアのみが特定事業者であり、アクワイアラー、サブアクワイアラー及び加盟店は特定事業者ではない。ステーブルコインでは、発行者（銀行、資金移動業者、特定信託会社）と仲介者（電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者）とで適用される法令が異なり、仲介業者はそもそも特定事業者ではない。前払式支払手段では、高額電子移転可能型に当たるかどうかで結論が変わる。

FATF 勧告は、クレジットカードについて、発行（Issuing）を行う事業者だけでなく、管理・取扱い（Management）を行う事業者も、同勧告の対象とする金融機関（Financial Institution）の定義に含めている。米国では銀行秘密法に基づき国際カードブランドにマネーロンダリング対策の義務を課し、国際カードブランドがブランドルール等によりアクワイアラー等にマネロン対応義務を課している。欧州では、決済サービス指令において、クレジットカードのアクワイアラーや決済代行も決済サービス業者の許認可の対象とし、取引時確認等の義務を課しているものと認識している。仮に、日本に対する相互審査等で、FATF から対応が不足している等の指摘を受けた場合には、反論はなかなか困難であるようにも思われる。事業者としては、要注意であろう。

なお、国際ブランドのカードのアクワイアリングとの関係では、①国際ブランドが日本のアクワイアラーにもマネロン対策義務を課し、②割賦販売法が加盟店調査を義務付け、かつ、詐欺の可能性のあるような加盟店・苦情の多い加盟店については取引の停止等の措置や、認定割賦販売協会への登録を求めているから、違法加盟店の排除という意味では、カード業界として対策が進んでいる部分もある。

参考文献

本稿で扱った法令については、筆者による次の解説書がある。

- 中崎隆『詳説 特定商取引法・割賦販売法』（きんざい、2021年8月、596頁）

<https://www.amazon.co.jp/dp/432213842X>

クレジットカード・チャージカードを規制する割賦販売法の解説。第2編が割賦販売法で、包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（加盟店契約締結業）、クレジットカード番号等の適切な管理、指定信用情報機関、前払式特定取引、認定割賦販売協会、施行日と経過規定、罰則を扱う。本稿の第2（クレジットカード及びチャージカード）に対応する。

- 中崎隆『詳説犯罪収益移転防止法 第9版（2026）——組織犯罪との戦い』（合同会社九段・金融IT研究所、2026年8月、534頁）

<https://www.amazon.co.jp/dp/B0HD7TCZ2G>

特定事業者に求められる AML/CFT 対策の解説。特定事業者の類型、取引時確認の要件と方法、確認記録・取引記録、疑わしい取引の届出、コルレス契約時の確認義務、通知義務（トラベルルール）、体制整備等を扱う。本稿の犯罪収益移転防止法に関する記述は、同書の整理に依拠している。

- 中崎隆『詳説 外為法・貿易関連法 第9版（2026年）——外国為替及び外国貿易法・貿易関連法の解説』（2026年8月、695頁）

<https://www.amazon.co.jp/dp/B0HCMTQQF7>

外国為替及び外国貿易法と貿易関連法の解説。本人確認方法、対内直接投資等、資本取引に係る報告義務、貨物輸出規制、関税法関係等を扱う。クロスボーダーの資金移動及び居住者・非居住者間の資金移動について外為法が適用される場面（本稿の共通法令の章）に対応する。